

2016年1月8日

自然エネルギー財団は、2016年4月1日から始まる電力小売り全面自由化にあたって示された「電力の小売り営業に関する指針」に対して、パブリックコメントを提出しました。

1. 電源構成等の適切な開示の義務づけを行うべき

消費者基本法には、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ(第1条)」「商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され(第2条)」るべきであると書かれている。また、エネルギー政策基本法にも、「国民は、エネルギーの使用に当たっては、その使用の合理化に努めるとともに新エネルギーの活用を努め(第8条)」ることができるようになるために、「国は、広く国民があらゆる機会を通じてエネルギーに対する理解と関心を深めることができるよう、エネルギーに関する情報の積極的な公開に努める(第14条)」とある。これらの条文に鑑みれば、電力市場の全面自由化にあたって、一般消費者が必要な情報を得て、電力会社や電源の選択を行うために、電源構成が開示されなくてはならない。

特に、現時点で市場支配的な一般電気事業者は、抱える需要家の数が多いので、即時に統一したフォームでの情報開示を義務づけるべきである。

経産省の電力調査統計の数値を出すために各電力事業者が提出している情報の範囲の情報開示であれば、小売電気事業者が通常管理しているデータ集約のための経費程度以上に、新たなコストや負担はかからない。

電気小売事業の全面自由化を行っている欧米の国と地域(州)では、すべて電源構成の情報開示を義務づけている。ヨーロッパでは、EU指令に基づき、電気小売事業の全面自由化を行っているイギリス、フランス・ドイツなどの諸国で法的義務づけがされている。また、米国では、20以上の州がfuel mix disclosure, environmental information、などという形で電源構成開示の義務づけを行っている。

これらの国では、それぞれの発電所毎についての、二酸化炭素等の排出量などのデータベースが公開されており(例:米国 eGRID等 <http://www.epa.gov/energy/egrid>)、これらデータを通じて、すべての消費者が、表示状況の検証も行う事が可能となっている。

2. わかりやすい統一された形で電源構成開示を義務づけすべき

開示が義務づけされると同時に、開示された情報が、消費者にわかりやすく伝わるためには、比較可能な形で情報の統一化が必要である。

表示の形式として、「常時バックアップ」などわかりにくい文言を入れ込むことは、需要家の誤解を招く。

表示は、それぞれの燃料毎の環境影響が違うので、「火力」でひとまとめにせずにガス、石油、石炭と分類したうえで、原子力、水力、風力、太陽光、FIT電源（再生可能エネルギー）、その他、といったシンプルな表示にすべきである。

同時に、開示の方法については、ウェブサイト上だけでは十分ではなく、請求書や領収書といった、消費者の目に触れやすい形での開示が必要である。

3. 「ゼロエミッション電源」という形容は需要家の混乱や誤認を招くため、問題となる表記である。放射性物質の排出についても明記すべきである。

原発、水力、再生可能エネルギーについて、ひとまとめにして「ゼロエミッション電源」とすることを可能としているが、これらの発電方法は、それぞれ、環境面での影響が全く異なるものであり、そもそもまとめて表示できるようなものではない。

同時に、「ゼロエミッション電源」の定義についても明確ではなく、需要家の混乱や誤認を招く。表示としてはあくまでも、「発電の方法」として事実を示すべき。

二酸化炭素排出量についての明記は必要であるが、原子力については放射性物質を排出するので、二酸化炭素排出量の明記と同時に必ず放射性物質の排出量を明記する必要がある。

再生可能エネルギーについては、FITで取引されている電源であっても、二酸化炭素を排出しないことから、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーである旨表示すべきである。

4. 太陽光発電100%の表示を認めるべきである

消費者が大きな関心を抱いていることの一つに、自分が使う電気を自然エネルギーで賄うことができるのか、という事項がある。

一方で、「指針（案）」では、太陽光発電100%という表示が、太陽光は夜発電しないので問題がある表示、としてあげられている。

しかし、物理的には、電気は系統に流れた途端に一緒になるので、独立系統でもない限り100%の電源ソースというものは存在し得ない。つまり、原子力100%もガス20%あるいは100%も、原子力+水力100%も存在しない。

太陽光発電100%を否定する「指針（案）」の考え方に基づけば、「指針（案）」が勧める、ゼロエミッション電源も物理的には成立しない。

一方で、諸外国では、自然エネルギー電源を市場で調達すること（市場・金銭の流れ）により、100%自然エネルギー電力の売買を20年前から実施している。つまり、電力の物理的な流れと電力市場の仕組み（金銭の流れ）は 区別して取り扱っている。

需要家が消費する量に相当する太陽光発電の電力が調達され、それに見合った金銭が発電側に支払われているならば、太陽光100%と明示することになんら問題はない。

4. 地産地消に輸入燃料を含むべきではない

地産地消の一般的な概念は、その土地で生まれた資源をその土地で消費するというものであり、輸入されたエネルギー源を利用しないことがまず原則である。すでに石炭発電を「地産地消」などと称している例（神戸製鋼）がみられるが、石炭は輸入燃料であり、単なる需要地近接電源でしかない。

これを認めてしまうと、すべての発電所が、地域では、地産地消となってしまう。

純国産エネルギーである再生可能エネルギーが拡大することは、日本のエネルギーセキュリティに大きく貢献する。また、分散型電源であることから、地域創生、需要家のプロシューマー化（生産者化）、経済の活性化などにも大きく役立つ。

前述の電源ミックスの表示という問題と併せて、需要家に正しい情報が提供され、地域の活性化を進めることができる概念整理が必要である。

なお、需要地近接電源（例：都内の小型ガス発電など）、という概念は地産地消とは別の概念なので、託送料金制度の割引きなどで混雑緩和に対する 奨励とするなど、別の整理が必要である。

以上